

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 亀井、北本
(電話) 06-6949-6445

令和6年4月10日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

令和5年11月16日(木)、西ノ京駅14時6分発奈良県総合医療センター行き、及び奈良県総合医療センター14時16分発西ノ京駅行きのバスにおいて、正当な理由なく欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。

2. 処分年月日

令和6年4月10日

3. 処分対象事業者及び営業所名

奈良交通株式会社(法人番号 8150001001652)
奈良営業所(奈良県大和郡山市白土町100番地1号)

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両2両)

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
(事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(初違反))

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点
当該事業者が付された累積違反点数 1点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)、近畿電鉄記者クラブ、奈良県政記者クラブ